

御浜町移住生活体験事業実施要綱確認書

御浜町移住生活体験事業利用申請書（申請日平成 年 月 日）記載の申請者全員が、次の御浜町移住生活体験事業実施要綱の内容を確認しています。

（自署又は記名押印）

申請者【代表者】氏名

㊞

御浜町移住生活体験事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、御浜町への移住を希望している者に対して、御浜町内での生活及び風土を体験する機会を提供することにより、御浜町への移住に対する適性を確認し、円滑な定住促進を図り、もって地域活性化に資することを目的として実施する移住生活体験事業（以下「移住体験事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用要件）

第2条 移住体験事業を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）御浜町に住民登録を行っていない者

（2）御浜町への移住を検討している者又は既に御浜町に対し移住の相談をしている者及びその家族

（3）次のア及びイに該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（4）その他町長の示す利用にあたっての要件を満たす者

（利用申請）

第3条 移住体験事業を利用しようとする者は、利用を開始しようとする日の10日前までに御浜町移住生活体験事業利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、町長が別に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（利用承認）

第4条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、利用を承認するときは、当該申請書を提出した者に対し、御浜町移住生活体験事業利用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、移住体験事業の性格上及び移住体験事業で活用する住宅（敷地を含む）（以下「体験住宅」という。）の管理上必要な条件を付すことができる。

3 町長は、申請書を提出した者が第2条の規定に該当しない場合又はその利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の承認をしないものとする。

（1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合

（2）体験住宅及び当該体験住宅に備え付けられている設備、備品及び器具等（以下「備品等」という。）を損傷するおそれがあると認められる場合

（3）暴力団対策法第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

（4）前3号に掲げるもののほか、移住体験事業の性格上及び体験住宅の管理上支障があると認められる場合

（利用回数・期間）

第5条 移住体験事業は、1回あたりの利用単位を1泊とし、同一の申請者の利用回数の上限を4回とする。

2 1回あたりの利用期間は、1泊2日以上7泊8日以内とする。この場合において、当該期間内に利用しない日があっても、連続して利用したものとみなす。

3 利用期間の始期及び終期は、8月13日から8月18日及び12月29日から1月3日を除いた日とする。

4 町長は、前項に規定する利用期間中における移住体験事業の利用を開始する時間及び利用が満了となる時間を指定することができる。

5 町長は、特に必要と認めるときは、第1項に定める利用回数の上限及び第3項に定める利用期間の始期及び終期から除く日を変更することができる。

6 利用期間は、前4項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（移住体験住宅）

第6条 町長は、体験住宅を賃貸又は所有の方法により確保するものとし、その名称、位置等は、別に定めるものとする。

2 第4条第1項の規定により承認を受けた者は、その承認を受けた利用期間中、前項に規定する体験住宅に滞在し、生活することができる。

(利用の制限)

第7条 町長は、利用者（第4条第1項の規定により承認を受け、移住体験事業を利用しようとしている者又は利用している者をいう。以下同じ）が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 利用の申込みに偽りのあった場合
- (3) 移住体験事業の性格上及び体験住宅の管理上特に必要があると認められる場合

2 前項の規定により、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じて、町長は、その賠償の責めを負わない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、体験住宅に滞在するにあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時や就寝時に施錠するなど常に善良な管理意識を持って使用し、鍵を紛失したときは速やかに御浜町にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに備品等を適切に取り扱うこと。
- (3) 体験住宅及び備品等を正常な状態において使用し、清潔に保つこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) その他町長の指示に従うこと。

(禁止行為)

第9条 利用者は、移住体験事業を利用するにあたって、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (2) 移住体験事業の利用によって生じる権利の全部又は一部を他人へ転貸し、又はその権利を譲渡すること。
- (3) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (4) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (5) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (6) 体験住宅に利用者以外の者を宿泊させること。
- (7) 体験住宅に犬、猫その他小動物等を持ち込むこと。
- (8) 体験住宅において、鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (9) 体験住宅の鍵の改変、複製又は追加を行うこと。
- (10) 体験住宅内で喫煙すること。
- (11) その他移住体験事業の目的に反する又は利用にふさわしくない行為をすること。

(費用負担等)

第10条 利用者は、移住体験事業を利用するにあたって、体験住宅の賃貸料、電気料、ガス代、水道料、灯油代、放送受信料及びケーブルテレビ使用料（テレビが備え付けられている体験住宅に限る。）、便槽の維持費又は合併処理浄化槽の維持費（合併処理浄化槽が設置されている体験住宅に限る。）及びインターネット回線使用料（インターネット回線が備え付けられている体験住宅に限る。）については、その負担を要しないものとする。

2 移住体験事業を利用するにあたって必要となる寝具、飲食、日常生活にかかる消耗品等（体験住宅に備え付けられているものを除く。）については、利用者において用意するものとし、これにかかる費用（前項に掲げるものを除く。）及びその他交通費等の移住体験事業を利用するにあたって必要となる一切の費用については、利用者において負担しなければならない。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、移住体験事業の利用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により承認を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、その滞在した体験住宅及び備品等を速やかに原状に回復し、並びに当該体験住宅に搬入した物品等を撤去しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(立入り)

第12条 町長は、体験住宅の管理上、特に必要があると認めるときは、体験住宅に立ち入ることができるものとする。

2 町長は、前項の規定により、現に利用者が滞在している体験住宅に立ち入るときは、止むを得ないと認められる場合を除き、当該利用者の承諾を得るよう努めなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により体験住宅及び備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(体験住宅の目的外利用)

第14条 町長は、特に必要と認めた場合は、体験住宅を移住体験事業以外の目的に利用できるものとし、当該利用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。